

省

令

○財務省令第四号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程及び出納官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月六日

財務大臣 麻生 太郎

支出官事務規程及び出納官事務規程の一部を改正する省令

（改正の対象となる省令の一部改正）

第一条 次の各号に掲げる省令の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一 支出官事務規程（昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十四号） 別表第一

二 出納官事務規程（昭和二十二年九月二十七日大蔵省令第九十五号） 別表第二

第二条 前条各号に定める表中の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二 条番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であつて、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動すること。

三 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別表第一 支出官事務規程の一部改正に関する表（第一条第一号関係）

改 正 後

第八条 官署支出官は、次の各号に掲げる規定による控除に係る報酬、賃金、給与その他の経費について、支出の決定をする場合においては、当該経費の金額を当該控除の金額とその他の金額とに区分してしなければならない。ただし、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第十七条の規定により当該経費について資金前渡官吏（分任資金前渡官吏を含む。第十五条第一項を除き、以下同じ。）に必要な資金を前渡する場合は、この限りでない。

一〇十一 [略]

十二 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第七十一条第一項の規定

改 正 前

第八条 [同上]

一〇十一 [同上]

[号を加える。]

備考 表中の「」の記載は注記である。

別表第二 出納官事務規程の一部改正に関する表（第一条第二号関係）

改 正 後

第十一条 この省令は、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第三十九条、第四十条、第四十二条から第四十二条の五まで及び第五十二条の二から第五十二条の四までに規定する場合その他別段の規定がある場合を除くほか、出納員の事務取扱について準用する。

[条を削る。]

第四十二条の四 [略]

第四十二条の五 資金前渡官吏は、確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第六十二条第一項第二号の規定により個人型年金加入者（同法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）となつた職員に俸給その他の給与の支払をしようとするときは、その給与の額から同法第七十一条第一項の規定により控除することとなる個人型年金加入者掛金（同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金をいう。）に相当する金額を控除した残額の支払をし、その領収証書を徴さなければならない。

② 資金前渡官吏は、前項の規定により控除した金額を確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会に支払い、その領収証書を徴さなければならない。

第四十二条の七 第五十二条第五項の規定により、給与を振込みの方法により支払う場合における第四十条、第四十条の二、第四十二条第一項、第四十二条の三第一項、第四十二条の四第一項及び第四十二条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「その領収証書」とあるのは、「預託先日本銀行の領収証書」とする。

改 正 前

第十一条 この省令は、第二十五条の二、第二十七条、第二十八条、第三十九条、第四十条、第四十二条から第四十二条の三まで及び第五十二条の二から第五十二条の四までに規定する場合その他別段の規定がある場合を除くほか、出納員の事務取扱について準用する。

第四十二条の四 削除

第四十二条の五 [同上]

[号を加える。]

備考 表中の「」の記載及び「②」は注記である。

○厚生労働省令第十四号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の十二、第十二条の四第一項、第十六条の三第一項第七号及び第十六条の四第六号の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久